

Title	人権条約における人権条約機関と個別の国家機関との関係 「国家単一・国家主権」モデルから「国家解体・補完性」モデルへ (Abstract_要旨)
Author(s)	高田, 陽奈子
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	2019-03-25
URL	https://doi.org/10.14989/doctor.k21509
Right	学位規則第9条第2項により要約公開
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

京都大学	博士 (法 学)	氏名	高田 陽奈子
論文題目	人権条約における人権条約機関と個別の国家機関との関係——「国家単一・国家主権」モデルから「国家解体・補完性」モデルへ——		
(論文内容の要旨)			
<p>本稿の目的は、人権条約の「実効性」および「民主的正統性」の問題を背景とした、人権条約機関による条約適合性審査および条約違反の際の救済・賠償命令に関する近年の新しい実行を、人権条約のアクター間の関係、すなわち人権条約機関と個別の国家機関との関係という視座から分析し、従来は一体として捉えられてこなかったそれらの実行を、共通の法的・理論的基盤に基づいて統一的・整合的に把握することを可能にするモデルを探求することである。</p> <p>その結果、本稿が提示するのが、「国家解体・補完性」モデルである。このモデルによれば、人権条約機関（欧州人権裁判所、米州人権裁判所、自由権規約委員会）と、「国家」を構成する個別の国家機関たる裁判所、議会および国内人権機関（NHR I）は、ともに、「人権条約共同体」を単位とした「枠づけられた熟議民主主義」のアクターとして協働し、それらアクター間の権限配分は「補完性」原則に基づいてなされる。</p> <p>序章においては、人権条約のアクター間の関係という視座の新規性、そうした視座をとることの必要性・有用性を示す。また、本稿の方法論について説明し、本稿の射程と、その限定の理由についても記述する。</p> <p>第1章から第3章により構成される第1部においては、従来の国際法学において支配的であった「国家単一・国家主権」モデルが、2000年前後から顕著となった、人権条約の「実効性」・「民主的正統性」問題を背景とした学説および人権条約機関の実践における新しい傾向により、揺らいでいることを示す。</p> <p>第1章においては、2000年頃までの、人権条約機関による、条約適合性審査および違反の救済・賠償命令の場面における実行およびそれらに関する先行研究の議論が、おおむね、「国家単一・国家主権」モデルの枠組でなされてきたことを明らかにする。</p> <p>第2章では、2000年頃から、人権条約の「実効性」の向上という目的のもと、人権条約機関が、単一のアクターとしての「国家」ではなく、具体的な国家機関に、直接的に条約履行に関する役割を負わせるべきであるという実行が発展していることを示す。本稿ではこの現象を「トップ・ダウン型の国家の解体」と分類する。</p> <p>第3章では、人権条約の「民主的正統性」の問題を背景として、「ボトム・アップ型の国家の解体」が生じていることを明らかにする。すなわち、人権条約機関が近年、「国家」ではなく、個別の国家機関に対して、そして、「国家主権」に基づくのではなく、当該機関がそれぞれ一定の手段を通じて当該措置を採択したことを条件として、広い敬讓／「評価の余地」を与える、という実行を始めていることを論ずる。</p> <p>第4章から第6章によって構成される第2部においては、「国家単一・国家主権」モ</p>			

デルに代わり、これら2つの「国家の解体」を統一的・整合的に把握することを可能にするモデルとして、「国家解体・補完性」モデルを提示し、同モデルの法的・理論的基盤、および、同モデルが従来の国際法理論に対して与える示唆について検討する。「国家解体・補完性」モデルの概要は以下の通りである。第1に、個別の国家機関および人権条約機関は、それぞれ、人権条約のアクターとして固有の役割を担う。第2に、これらの人権条約のアクター間の関係は、「補完性」原則に基づいて規律され、当該国家機関が自らの役割を適切に果たしている限り、人権条約機関は、当該国家機関による人権条約の解釈・適用に関わる判断を尊重すべきである（「消極的補完性」）。他方で、当該国家機関が自身の役割を果たしていない場合には、人権条約機関による介入が要請される（「積極的補完性」）。

このような「国家解体・補完性」モデルを前提として、第4章では、人権条約機関による、条約適合性審査および違反の救済・賠償命令の場面における近年の実践において、同モデルに整合的な傾向がみられることを明らかにする。

第5章では、「国家解体・補完性」モデルが、以下のような「民主的社会」像に立脚することを指摘する。「今日、人権条約共同体を単位とした『民主的社会』が成立しつつあり、その『民主的社会』の指導原理は、人権条約共同体を単位とした『枠づけられた熟議』である。人権条約機関および個別の国家機関はそれぞれ、人権条約共同体を単位とした『枠づけられた熟議』を促進するために異なる固有の役割を担っている。そして、人権条約機関と個別の国家機関との関係は、当該国家機関がその固有の役割を適切に果たしているか否かに応じて、『補完性』原則によって規律される。」

第6章においては、「国家解体・補完性」モデルの理論的示唆について検討し、同モデルが主権概念や国際法と国内法との関係に関する伝統的議論に再考を迫るものであることを指摘する。

結章では、まず、本稿の結論を示す。そして、今後の課題として、人権条約機関と個別の国家機関との関係に関する議論および「国家解体・補完性」モデルが、グローバルな「民主的社会」との関係でどのように位置づけられるのかを検討する、という点を挙げる。

(論文審査の結果の要旨)

近年、国際人権条約機関は大きな試練に晒されている。人権条約の定める規範内容を実現しようとするれば、各国の国内制度の是正や変更を積極的に求める必要が出てくる。他方、そのような傾向が強まるほど、国家を単位とする民主主義との緊張が高まることになる。そうした背景の下、国際人権条約機関の正統性、とりわけ民主的正統性をめぐる議論が盛んになってきている。

本論文の特徴は、人権条約の実効性と民主的正統性とに関するこの問題を検討するにあたり、「国家解体」という独自の視角を打ち立てたところにある。条約機関が、国家ではなく個々具体的な国家機関を名宛人として判決を下したり見解を発したりする現象そのものについては既に知られているところであるが、従来の見解はそのような場合であってもやはり法的な意味での名宛人は国家であると解し、一体としての国家の性質を堅持してきた。ところが、本論文は、条約機関が個々の国家機関と条約履行のために一定の直接的関係を築いており、もはや「国家」という単位で人権条約の履行を語ることに現実と乖離してきていることを明らかにする。その際、従来の研究が、人権条約機関が個々の国家機関を名宛人として判断を示すことにもっぱら焦点を当ててきたのに対し、本論文は、それに加えて、欧州人権裁判所・米州人権裁判所・自由権規約人権委員会等の条約機関が、個々の国家機関が一定の手続に基づいて措置を執った場合には、当該国家機関に広い評価の余地を与えていること(本稿のいう「消極的補完性」)にも着目し、本稿の主張する「国家解体」について実証的基盤が存することを明らかにする。さらに、本稿は、そのような「国家解体」の規範的基礎を、各種人権条約が言及する「民主的社会」概念に求め、熟議民主主義論との親和性を指摘し、「国家解体」が民主的正統性の向上につながり得ることを示しており、これも本稿独自の貢献である。

このように、人権条約機関の実行の詳細な調査と基礎理論的研究に裏付けられた斬新な理論の提示は、極めて高い評価に値する。もっとも、研究の素材となる実行の多くが欧州人権裁判所によるものであり、ヨーロッパを越えた普遍的理論として説得性を備えるためには、普遍的条約のさらなる調査研究が必要であるし、こうした理論が伝統的な国際法理論においていかなる評価を受けるかについてのさらなる検討も必要であるが、それらの点は将来の研究の進展に期待したい。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、平成31年1月22日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。